

令和3年1月8日

保護者の皆様

足立区立本木小学校
校長 藤田 暁美

緊急事態宣言に伴う学校での対応について

政府の緊急事態宣言の発出に関し、国や東京都、足立区では、基本的に「学校教育は継続する」対応をとります。

学校においては、宣言発令期間中は、これまで以上に感染防止を徹底した上で、教育活動を行ってまいります。

また、下記の通り一部の活動の制限と、家庭における感染対策の依頼について、区教委から指示が出ておりますので、お知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

1 学校での対策

- (1) 発出期間中（1月）の授業公開は中止とします。（1年生の発表も公開中止とします。）
- (2) 書初め展は、児童鑑賞のみとし、保護者様の鑑賞は中止とします。
- (3) 音楽の合唱や管楽器を用いる活動、その他の授業において近距離で互いに顔を向かい合わせる活動、体育における身体接触を伴う活動（球技におけるゲーム等）は行いません。
- (4) その他、これまでの感染防止対策を徹底します。

2 ご家庭での予防対策協力をお願い

- (1) 3密の回避、しっかりとした手洗い、うがい、十分な換気、咳エチケット（マスクの着用と予備の持参）、手が触れる場所などの消毒等を徹底してください。
- (2) 毎朝の検温と健康観察表への記入と持参、ご家族に何らかの症状が見られる場合は、お子さんを無理させず休養させてください。
- (3) できるだけタオルなどの共用を避けるようお願いします。
- (4) 同居しているご家族についても会食などへの参加をお控えいただき、外出先からの帰宅時には、手洗い、うがい、消毒などを徹底してくださるよう、お願いします。
- (5) 児童が濃厚接触者になった場合やPCR検査を受けることになった場合には、学校へのご連絡をお願いします。

3 その他

- (1) 児童の心のケアを図るため、スクールカウンセラーの活用を推進します。
- (2) 感染者や濃厚接触者等への偏見や差別の防止を徹底します。
- (3) 今月（1月）予定していた「もときッズ」は、1月22日（金）までは行いません。
- (4) 上記内容は、本日現在のものですので、今後の情勢により変更することもあります。

<問い合わせ先>

足立区立本木小学校
副校長 外川 鈴子
(電話 03 - 3890-7201)